

令和8年度ライフプラン・ワークショップ実施業務委託仕様書

1 目的

本事業は、少子化対策の一環として、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事等に関する不安を軽減し、自らの希望に応じたライフイベントを主体的に選択できるよう支援することを目的とする。そのため、若い世代が早い段階からライフプランについて考え、必要な知識や価値観を学ぶ機会として、ライフプランセミナー・ワークショップを開催する。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）までとする。

3 委託業務の内容

次の事業に関して、別添「業務委託に関する個別事項」に基づき実施する。

- (1) 大学・企業等への出張ワークショップの開催（5回）
- (2) 開催に係る会場調整、講師手配等の一体的な実施
- (3) 参加者アンケートの実施、集計及び分析
- (4) 実施結果報告書の作成及び提出

4 対象となる経費

賃金、報償費（謝金）等の人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など

【経費の具体例】

| 費目 | 細目 | 具体例 |
|----------|-----|-------------------|
| 人件費 | 賃金 | 従業員等の給料・手当等（※1） |
| | 報償費 | ワークショップ講師等への謝礼金 |
| 旅費 | | 講師等の旅費や従業員旅費等 |
| 需用費 | | 消耗品費、印刷製本費等 |
| 役務費 | | 通信運搬費、広告料等 |
| 委託料 | | ワークショップ会場設営費・運営費等 |
| 使用料及び賃借料 | | 会場の借上料 |

※（※1）事業に携わる期間、業務割合等を勘案して所要額を算出。

5 受託者の義務

- (1) 労働安全衛生に関する関係法令を遵守し、安全管理に十分配慮すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項についても、業務遂行上当然必要と認められる事項は誠実に実施すること。
- (3) 結婚、子育て等は個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観の押し付けや、過度な心理的負担を与えないよう十分配慮すること。
- (4) 事故・損害等が発生した場合は、受託者の責任において適切に対応し、県の指示に従い必要な措置を講じること。
- (5) 業務上知り得た情報について守秘義務を負い、第三者へ漏洩してはならない。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上対応すること。

6 業務委託に係る著作権

- (1) 作成物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 作成物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 作成物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 作成物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 委託業務における報告事項

受託者は業務の実施について、以下の内容を報告することとする。

| 報告事項 | 報告時期 |
|---------------|------|
| ワークショップ実施結果報告 | 実施毎 |
| 業務進捗状況 | 随時 |

8 スケジュールに関する特記事項

受託者は、詳細なスケジュール及び実施方法について、契約締結後に県と協議した上で、実施計画書を提示し、承認を受けること。

9 留意事項

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、会場使用料、出演者、講師に対する謝金等、講座・イベントの開催、原稿執筆料、デザイン・製本等に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、出演者、講師等の推薦・手配・調整等、講座・イベントの企画・広報、参加申込手続、当日の受付業務、写真撮影など全般とする。
- (3) 講座等の定員に対して参加申込多数の場合は抽選により決定すること。
- (4) ワークショップの開催に当たっては、事故等がないよう一層の注意を払うとともに、安全面の対策について県と協議の上、事前に事故等の防止策及び発生時の対応方法等について記した計画書を提出すること。
- (5) 成果品として実績報告書一式を印刷物及び電子媒体で1部ずつ提出すること。
- (6) 結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。
- (7) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとする。

10 その他の独自提案事項

本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的達成に資する提案は積極的に行うこと。

なお、提案に係る経費は委託料に含むものとする。